



五力年計画に基づく事業が速やかに達成されるよう、関係省庁と密接な連携をとりつつ、事業の一層の推進を図ってまいります。

○大野委員長 お諮りいたします。

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案起草の件につきましては、お手元に配付しておりますとおりの起草案を委員会の成案とし、これを委員会提出法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大野委員長 起立総員。よって、そのように決しました。

なお、ただいま決定いたしました本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○大野委員長 次に、本法律案の提出に際しまして、地震防災対策の推進に関する件について決議をいたしたいと存じます。

本件に関しましては、各党間において御協議願っておりますが、協議が調い、案文がまとまりました。

便宜、委員長から案文を朗読し、その趣旨の説明にかえたいと存じます。

地震防災対策の推進に関する件(案)

政府は、地震防災対策の一層の推進を図るため、特に次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 全国どこでも起こりうる地震から住民の生命及び財産を守るため、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備促進について、必要な措置の拡充に努めること。

二 次代を担う子ども達の学習の場であり、地震発生時には地域住民の避難所として活用される公立小中学校等の校舎及び屋内運動場について、耐震診断を早急に実施し、その結果

を公表するとともに、耐震化の一層の促進を図られるよう万全を期すること。

三 地域特性を踏まえた被害想定に基づく地震防災対策の実施目標の設定の推進並びに地震又は津波に関するハザードマップの作成及び住民への周知徹底を図られるよう適切な措置を講じること。

右決議する。

以上であります。

お諮りいたします。

〔賛成者起立〕

○大野委員長 起立総員。よって、本件は本委員会の決議とすることに決しました。

この際、本決議に対し、政府から発言を求められておりますので、これを許します。首相官邸担当大臣。

○首相官邸担当大臣 本日の決議に関し、防災担当大臣として、一言発言させていただきます。

政府においては、関係省庁と密接な連携をとりつつ、引き続き地震防災対策を着実に推進するとともに、本日の決議の趣旨を十分踏まえ、地震防災対策の強化に最大限努めてまいり所存であります。

○大野委員長 お諮りいたします。

本決議の議長に対する報告及び関係政府当局への参考送付等の手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十一分散会

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律

地震防災対策特別措置法(平成七年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「地震防災緊急事業五箇年計画」を「地震防災対策の実施に関する目標の設定並びに地震防災緊急事業五箇年計画」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(地震防災対策の実施に関する目標の設定)

第一条の二 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十四条第一項に規定する都道府県防災会議及び同法第十七条第一項に規定する都道府県防災協議会(地震災害(地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火事、爆発その他の異常な現象により生ずる被害をいう。以下同じ。)の軽減を図るため設置されているものに限る。)は、同法第四十条に規定する都道府県地域防災計画及び同法第四十三条に規定する都道府県相互間地域防災計画(第三条第二項において「都道府県地域防災計画等」という。)において、想定される地震災害を明らかにして、当該地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標(第三条第二項において「実施目標」という。)を定めるよう努めるものとする。

第二条第一項中「地震により著しい被害」を「著しい地震災害」に改め、「(昭和三十六年法律第二百二十三号)」を削る。

第三条第一項第十四号中「地震災害時」を「地震災害が発生した時(以下「地震災害時」という。))に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 地震防災緊急事業五箇年計画は、都道府県地域防災計画等に実施目標が定められているときは、当該実施目標に即したものでなければならぬ。

第十三条の次に次の一条を加える。

(想定される地震災害等の周知)

第十四条 都道府県は、当該都道府県において想定される地震災害の軽減を図るため、当該地域における地震動の大きさ、津波により浸水する範囲及びその水深並びに地震災害の程度に関する事項について、これらを記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずることにより、住民に周知させるように努めなければならない。

2 市町村は、当該市町村において想定される地震災害の軽減を図るため、当該地域における地震動の大きさ、津波により浸水する範囲及びその水深並びに地震災害の程度に関する事項並びに地震災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法、避難場所その他の地震が発生した時の円滑な避難を確保するために必要な事項について、これらを記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずることにより、住民に周知させるように努めなければならない。

附則第二項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「平成十八年度」を「平成二十三年度」に改める。

別表第一中「木造以外の校舎」を「校舎又は屋内運動場、木造以外のもの」に改める。

附則

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の地震防災対策特別措置法別表第一(公立の小中学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の木造以外の屋内運動場の補強に係る部分に限る。)の規定は、平成十八年度以降の年度の予算に係る国の補助(平成十七年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成十八年度以降の年度の国庫債務負担行為に交付する交付金の交付)について適用し、平成十七年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成十八年度以降の

年度に支出すべきものとされた国の補助及び平成十七年度以前の年度の歳出予算に係る国の補助で平成十八年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

理由

地震防災対策特別措置法の実施の状況にかんがみ、地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等について、その有効期限を平成二十三年三月三十一日までとするとともに、公立の小学校、中学校等の屋内運動場の補強を追加するほか、地震防災対策の実施に関する目標の設定等について所要の規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平成十八年度約八千三百二十億円の見込みである。

平成十八年三月二十三日印刷

平成十八年三月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

B